

居宅介護支援重要事項説明書

(令和5年11月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0827-57-8810

担当者:森田

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 ゆうゆ居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	ゆうゆ居宅介護支援事業所
所在地	広島県大竹市玖波五丁目2番2号
介護保険事業所番号	3472300056
通常の事業の実施地域	大竹市(阿多田島を除く)、和木町、廿日市市(旧 大野町)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 兼 主任介護支援専門員	看護師	1		ケアプランの作成	1
介護支援専門員	看護師		1		1
	准看護師				
准看護師	准看護師		1		

(3) 営業日・時間

月～金 午前8時30分～午後5時30分

(土曜日、日曜日、国民の祝日、お盆(8月13日～8月15日)、年末年始(12月31日～1月3日)は休業いたします。但し、休業日は利用状況及びその他の状況により変更することがあります。)

3 居宅介護支援の主な内容

- ①要介護認定の申請代行
- ②課題分析の実施
- ③居宅介護サービス計画原案作成
- ④サービス担当者会議の開催等による、各関係機関との連絡・調整
- ⑤居宅介護サービス計画の作成
- ⑥給付管理表の作成
- ⑦居宅介護サービス計画の実施状況の把握、及び継続的な管理
- ⑧前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合について説明いたします

4 利用料金

(1) 利用料

要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヵ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市町窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援の利用料金(基本料金及び加算料金)は以下の通りです。

【基本料金】(1月につき)

要介護1・2 → 10760円
要介護3～5 → 13980円

【加算料金】・・・各々についての要件を満たした場合に算定されます。(1月につき)

加 算	料金	要件(抜粋)
初回加算	3000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合。 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が二区分以上に変更された場合に居宅サービス計画書を作成する場合。

(2) 交通費

大竹市(阿多田島は除く)、和木町、廿日市市(旧 大野町)にお住まいの方は無料です。

当事業所の通常の事業の実施地域以外の地域にある利用者の居宅を訪問して援助を行う場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から訪問先までの実費をご負担いただきます。なお、車で訪問した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から訪問先までの距離片道について1キロメートルあたり 50 円をご負担いただきます。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービス終了

1 お客様のご都合でサービスを終了する場合

① 契約終了のお申し出があればいつでも解約できます。

2 当事業所の都合でサービスを終了する場合

① 人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、原則終了1ヶ月前までにご連絡するとともに、この地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

② 当事業所は、利用者が当事業所や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合契約終了文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除いたします。

③ 利用者が通常の事業の実施地域以外へ転出された場合。(相方の同意により継続となる場合もあります)

3 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者が介護保険施設等に入所した場合

② サービスご利用が1年以上ない場合

③ 入院が1年を超える場合

④ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合

⑤ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営めることを目指します。
- ②利用者の心身の状況やそのおかれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように努めます。
- ③利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。
- ④公正、中立かつ、常に利用者の立場に立ち、利用者の意思及び人権を尊重します。

(2) サービスの利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法	○	全社協在宅版ケアプラン 等
従業員への研修の実施状況	○	
個人情報の使用同意書	○	

7 秘密の保持

(1) 介護支援専門員及び当事業所の従業者の責務

介護支援専門員及び当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏しません。この守秘事務は契約終了後も同様とします。

(2) 個人情報の使用について

介護支援専門員及び当事業所の従業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

8 緊急時の対応方法

居宅介護支援サービスの提供中に容態の変化や事故が発生した場合などには、主治医、救急隊、ご家族などに連絡し、迅速かつ適切な措置を講じます。

9 サービス内容に関する苦情

①当事業所お客様相談・苦情窓口

電話0827-57-8810

担当 森田

②地域連携室窓口

電話0827-57-7451

担当 地域連携室 福原

③その他

当事業所以外に、市町の相談窓口で苦情を伝えることができます。

大竹市役所 健康福祉部 地域介護課

介護高齢者係 0827-59-2144(直通)

地域支援係 0827-28-6226(直通)

廿日市市役所 高齢介護課 0829-30-9155(直通)

和木町 保健福祉課 高齢者・介護保険係 0827-52-2196(直通)

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険 082-554-0783

課(苦情処理)

10 当事業者の概要

